

## 「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」開催要綱(案)

### 1 目的

電波法(昭和 25 年法律第 131 号)において、携帯電話の基地局等の特定基地局については、一定期間、開設計画(基地局の整備計画)の認定を受けた者のみに免許の申請を可能とする「特定基地局の開設計画の認定制度」が設けられているが、更なる電波の有効利用を促進する観点から、令和元年5月、電波法の一部を改正する法律(令和元年法律第6号)が公布され、周波数の経済的価値を踏まえた割当手続(以下「特定基地局開設料制度」という。)に関する規定が整備されたところ。

特定基地局開設料制度の運用に当たり、申請者の予見可能性を高め、合理的な評価額を算出できるよう、周波数の経済的価値の標準的試算を示すことを目的として、本研究会を開催する。

### 2 名称

本研究会は、「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」と称する。

### 3 検討事項

周波数の経済的価値の考え方、評価手法等

### 4 構成及び運営

- (1) 本研究会は、総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本研究会に、座長及び座長代理を置く。
- (4) 本研究会は、座長が運営する。
- (5) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、その職務を代行する。
- (6) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

### 5 議事の公開

- (1) 本研究会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本研究会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。
- (3) 本研究会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

### 6 開催期間

本研究会の開催期間は、令和元年 10 月から令和2年春頃までを目途とする。

### 7 庶務

本研究会の庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課及び移動通信課において行う。

**「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」構成員 一覧**

(敬称略、座長及び座長代理を除き五十音順)

(座長) 多賀谷 一照 千葉大学名誉教授

(座長代理) 大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長

飯塚 留美 一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹

牛山 誠 有限責任監査法人トーマツパートナー

関口 博正 神奈川大学経営学部教授

中尾 彰宏 東京大学大学院情報学環教授

柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科教授